

興人つつじが丘広報自治会臨時総会議事録

昭和57年8月22日午前9時から同日午前10時30分までの間、興人鵜沼住宅地現地案内事務所に於て下記の通り興人つつじが丘広報自治会臨時総会を開催した。

記

| | |
|--------------|-----|
| 1. 臨時総会出席者総数 | 40名 |
| (内委任状提出者数) | 11名 |
| 興人鵜沼住宅地内居住者数 | 54名 |

以上の通り興人鵜沼住宅地内会員の出席があり、自治会総会成立要件（居住者数の過半数の出席）を満たし成立したので、 を議長に選任し、下記議案を審議した。

2. 議案及び議事概要

(1) 自治会基金引継ぎ（名義変更）の件

鵜沼住宅自治会設立準備会基金（世話人 名義）を当興人つつじが丘広報自治会（以下当自治会と略す）自治会基金（自治会長 名義）に引継ぎ、名義変更する件につき、本日臨時総会において会員の賛同を得たので、来る8月26日付をもつて引継ぐこととし、当自治会と鵜沼住宅自治会設立準備会との間で自治会基金引継書を作成することとした。尚、会員は本件に関する賛同の証として、自治会基金引継書と確認書の夫々に署名することとした。

(2) 汚水処理施設等の管理移行に関する件

株式会社興人（以下興人）によつて維持管理されている当住宅地内汚水処理施設並びに防犯灯施設を当住宅地内居住者が自主的に運営できると判断されるに至つた時（居住者

が全住宅数/200戸の55%に達した時を目安とする)、興人と当自治会が協議の上、興人から当自治会に管理移行する件につき、本日臨時総会において会員の賛同を得たので、来る8月26日付をもつて本件に係る確認書を作成することとした。

(3) 自治会規約一部改正の件

当自治会規約の内、役員、役員会の構成と議決方法並びに入会金に関する規定を改正および追加する件につき、本日臨時総会において会員の賛同を得たので、本日8月22日付をもつて改正することとした。尚、改正後の当自治会規約及び役員並びに各班々長の名簿は別添の通りである。

(4) その他

防犯街路灯の増設については、居住者の増加状況を見て適宜設置のこととするが、10灯程度まとまつた毎に設置したい。本件は、防火防犯委員と各班々長が協議検討の上推進することとした。

以 上

昭和51年8月22日